消費者契約法施行規則及び消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号ハ中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

（消費者安全法施行規則の一部改正）

第二条　消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「財団法人日本消費者協会」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第九十八号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の五の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

総務大臣　新藤　義孝

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第三号中「職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した職員又は」を「地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した職員」に改め、「受けて退職した職員」の下に「又は定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した職員」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度以後に支給すべき退職手当の財源として起こす地方債から適用する。

○財務省令第六十号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条、第百四十四条及び国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、出納官吏事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月一日

財務大臣　麻生　太郎

出納官吏事務規程等の一部を改正する省令

（出納官吏事務規程の一部改正）

第一条　出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「振込みができる旨、預託先日本銀行から資金前渡官吏に通知のあった日本銀行指定金融機関」を「振込みができる日本銀行指定金融機関として日本銀行が指定したもの」に改める。

第一号書式中「第一号書式」を「第一号書式」に改め、同書式備考に次のように加える。

6　日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

第二号書式備考を次のように改める。

備考

用紙寸法は、日本工業規格A列6とすること。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A列4とすることができる。

（特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則の一部改正）

第二条　特定の出納官吏の出納保管に関する特別取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式備考1中「おおむね縦11cm、横21cm」を「おおむね縦11cm、横21cm又は日本工業規格A列4」に改め、同書式備考に次のように加える。

4　日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3の規定は適用しない。

（国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正）

第三条　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和二十九年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十九号書式備考1中「（4から6までを除く。）」を「、2、3及び7」に改め、同書式備考に次のように加える。

3　日本工業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用することとされた第2号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。

第二十号書式備考を次のように改める。

備考

1　用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。ただし、事務処理上、必要があるときは、日本工業規格A列4とすることができる。

2　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。